

利根下流地域森林計画書

(利根下流森林計画区)

計画期間 { 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日 }

群馬県

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 ----- 1-1
 - (1) 自然的背景
 - (2) 社会経済的背景
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 ----- 1-4
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 ----- 1-5

II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- 1-6
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ----- 1-7
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 - 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。） ----- 1-12
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 2 造林に関する事項 ----- 1-15
 - (1) 人工造林に関する指針
 - (2) 天然更新に関する指針
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
 - (4) その他必要な事項
 - 3 間伐及び保育に関する事項 ----- 1-19
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方針に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ----- 1-21
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----	1-25
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項-----	1-27
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項-----	1-30
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項-----	1-32
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	1-33
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	1-34
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項――	1-36
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等――	1-38
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項――	1-48
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況――	2-1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況――	2-4
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別面積・材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向――	2-20
(1) 保有山林規模別林家数	

	(2)	森林経営計画の認定状況	
	(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
	(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
	(5)	林業事業体等の現況	
	(6)	林業労働力の概況	
	(7)	林業機械化の概況	
	(8)	作業路網等の整備の概況	
	(9)	その他	
4		前期計画の実行状況（過去5年間）-----	2-30
	(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
	(2)	間伐面積	
	(3)	人工造林及び天然更新別面積	
	(4)	林道の開設及び拡張の数量	
	(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
		ア 保安林の種類別の面積	
		イ 保安施設地区の面積	
		ウ 治山事業の数量	
	(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5		林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）-----	2-32
	(1)	森林より森林以外への異動	
	(2)	森林以外より森林への異動	
6		森林資源の推移-----	2-33
	(1)	分期別伐採立木材積等	
	(2)	分期別期首資源表	
7		その他-----	2-35
	(1)	年度別森林資源表（県計）	
	(2)	持続的伐採可能量	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「-」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間です。

1 森林計画区の概況

利根下流森林計画区は、経済圏や地形の特性から、渋川市近郊地域、渡良瀬地域及び前橋・東毛地域の3つの地域に分けることができます。

渋川市近郊地域：[渋川市、榛東村、吉岡町]

主に赤城山から広がる傾斜地と榛名山から広がる傾斜地からなり、中央を南北に流れる利根川に吾妻川が合流しています。

渡良瀬地域：[桐生市、みどり市]

赤城山の東から南東、渡良瀬川の両岸に位置し、そのほとんどは山間地域ですが、南には扇状地からなる緩傾斜地が広がっています。

前橋・東毛地域：[前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町]

赤城山の南側に広がる傾斜地とここから利根川に至る平坦地及び県東部の関東平野の一部である平坦地からなっています。

(1) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、県の中央部から南東部に位置し、南は埼玉県、東は栃木県に接しており、7市7町1村からなっています。総面積は161,721haで、県総面積の25%を占めています。

本森林計画区の北部には、北側に榛名山（掃部ヶ岳：1,449m）、小野子山（1,208m）、子持山（1,296m）、赤城山（黒檜山：1,828m）、袈裟丸山（前袈裟丸山：1,961m）、根本山（1,199m）等の山々があり、西側を利根川、東側を渡良瀬川が南へ流れています。南部は南東へ流れる利根川と渡良瀬川に挟まれた平坦地です。全般的には北部は中間農業地域・山間農業地域であり、南部は関東平野の一部をなす都市・田園地帯といえます。

イ 地質及び土壌・植生

地質：渋川市近郊地域は、榛名山、小野子山、子持山、赤城山といった第四紀火山

及びその火山噴出物からなっています。渡良瀬地域北部は、足尾山地の南端で秩父中・古生層に属する砂岩、粘板岩、チャート、輝緑凝灰岩及び石灰岩が分布しており、草木ダム周辺には花崗岩体が貫入し、地蔵岳・三境山頂部には例外的に新第三紀の溶結凝灰岩が堆積しています。渡良瀬地域南部及び前橋・東毛地域は、泥流堆積物からなる前橋台地、砂礫の上部にローム層が発達した大間々扇状地、利根川や渡良瀬川による河川堆積物からなっています。

土壌：渋川市近郊地域は、粗粒火山噴出物未成熟土及び黒ボク土壌が主体ですが、小野子山や子持山周辺には褐色森林土壌が分布しています。渡良瀬地域北部は、主に褐色森林土壌ですが、赤城山麓に一部黒ボク土壌が分布しています。渡良瀬地域南部及び前橋・東毛地域は、火山灰を母材とする粗粒淡色黒ボク土壌及び灰色低地土壌が分布しています。

植生：本森林計画区は太平洋型植生域に属します。標高450～600m以下の地域はヤブツバキクラス域で本来常緑広葉樹林帯に属しますが、原植生はほとんど失われ、クヌギ、コナラ、クリなどの二次林やスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツなどの造林地となっています。その上部で標高1,500mまではブナクラス域で本来ブナ林が広く分布していたと考えられますが、この地帯でも原植生はほとんど失われ、スギ、ヒノキ、カラマツの造林地やクリ、コナラ、ミズナラの二次林となっています。標高1,500m以上の地帯では、ダケカンバ主体の植生となっていますが、赤城山の鈴ヶ岳、袈裟丸山には一部亜高山性針葉樹林が分布しています。

(2) 社会経済的背景

ア 地域経済圏の概況

本森林計画区は、人口と産業が集中する平野部と人口減少、高齢化が進む山間部を併せ持っています。

イ 産業

渋川市近郊地域は、渋川市を中心に古くから交通の要衝として栄え、利根川の豊富な水を活かして工業が発展しました。南部平坦地から北部山間地にかけては米麦、野菜、果樹、畜産など変化に富んだ農業が展開されています。また、伊香保温泉、赤城山、榛名山をはじめとする観光資源に恵まれており、観光業が基幹産業の一つとなっています。

渡良瀬地域は、養蚕や織物により発展してきましたが、近年は機械金属工業が集積して基幹産業となっています。農業は野菜、果樹、花き、畜産等を中心に活発に行われており、山間地は古くから林業が盛んで充実した森林資源を擁しています。

前橋・東毛地域は、北関東有数の工業製品出荷額を誇る太田市をはじめ、産業の集積度が高く、ものづくりと物流の拠点として高い地位を築いており、北関東自動車道

の全線開通により一層の発展が期待されています。また、耕地面積が広く、米や野菜などの農業生産も活発な地域です。

ウ 人口の状況

本森林計画区の人口は、1,259,495人（令和3年1月1日・住民基本台帳）で県人口の64%を占めており、平成28年と比べると横ばいとなっています。

渋川市近郊地域の人口は、112,243人で県人口の6%、人口密度は389人/km²と県全体の308人/km²より3割ほど高くなっています。地域全体では平成28年から3.5%減少していますが、吉岡町では5.1%増加しています。

渡良瀬地域の人口は、158,516人で県人口の8%、人口密度は328人/km²です。平成28年からみどり市で3.1%減少し、桐生市では7.4%減少しています。

前橋・東毛地域の人口は、988,736人で県全体の約半分の50.5%を占め、人口密度は1,169人/km²と本森林計画区内では最も密度が高い地域です。人口は平成28年に比べ、伊勢崎市で0.7%、太田市で0.6%それぞれ増加し、地域全体では0.7%減少しています。

エ 林業の概況

渋川市近郊地域の森林は、民有林11千ha（81%）、国有林3千ha（19%）からなり、国有林は主に渋川市の北部に分布しています。民有林の蓄積は4,406千m³、ヘクタール当たり385m³で県内中位にあり、間伐、保育を必要とする林分がほとんどを占めています。民有林の人工林率は67%で県平均48%を大きく上回っており、赤城山麓の周辺はマツ、北部から西部にかけてはスギを中心とした森林構成となっています。都市近郊に位置し火山灰地帯であることから、保安林が多く、治山事業も積極的に行われています。また、古くから林業用苗木生産が盛んで、県全体の79%を生産しています。令和2年度末の素材生産業者数は7で、令和2年次の民有林素材生産量は10千m³です。また、平成22年度には群馬県森林組合連合会が運営する渋川県産材センターが完成し、原木の全量・定額買い取りを行っており、県産材有効利用の拠点施設として稼働しています。特用林産物については、主に生シイタケ、マイタケ、ブナシメジが生産されています。

渡良瀬地域においては、民有林29千ha（81%）、国有林7千ha（19%）からなり、国有林は主に桐生市北部に分布しています。民有林の蓄積は10,021千m³、ヘクタール当たり341m³です。民有林の人工林率は県平均より若干高い54%で、赤城山南麓はマツ林が多くなっています。渡良瀬川及び桐生川流域は古くから林業生産活動が活発であり、古生層地帯に成立した人工林を基盤として県内でも屈指の優良材生産地帯を形成しています。素材生産業者数は19で、民有林素材生産量は27千m³です。原木市場が桐生市に1箇所ありますが取扱量は比較的少ない状況です。また、平成27年度にはわたらせ森林組合が運営する地域材加工センターが完成し、地域材の加工拠点として、地域の林業の活性化に期待が寄せられています。特用林産物は主に生シイタケが生産されています。

前橋・東毛地域は、私有林7千ha（88%）、国有林1千ha（12%）です。総面積85千haのうち林野面積は8千4百haで、林野率は10%と県内では最も森林の少ない平坦地域です。素材生産業者数は7と少なく、素材生産量も6千m³と少ない地域ですが、前橋市に県内2番目の取扱量の原木市場があります。特用林産物については、生シイタケ、マイタケ、ブナシメジの生産量が多く、特にマイタケは県内の1割、ブナシメジは県内の7割を生産しています。

オ 森林組合の現況

渋川市近郊地域においては、地域内全市町村を区域とする渋川広域森林組合が活動しており、組合員数は2,243人、組合員所有森林面積は7,889haです。作業班員数は12人で、その半数以上の7人が39歳未満です。造林・保育等の森林造成事業を主体として活動していましたが、近年では高性能林業機械を導入するなど林産事業が盛んに行われています。

渡良瀬地域においては2つの広域組合があり、桐生広域森林組合とわたらせ森林組合が2市を2分した区域でそれぞれ活動しています。組合員数はそれぞれ967人、726人で、組合員所有森林面積は8,400ha、14,392haです。作業班員数については、20人、19人で、桐生広域森林組合では、その半数近くの9人が60歳以上であり、わたらせ森林組合では、39歳未満が約三分の一の6人となっています。事業については、両組合とも森林造成・林産・購買事業と比較的活発に活動しており、以前から木材加工に取り組んでいるわたらせ森林組合においては、平成27年度に地域材加工センターが竣工しました。

前橋・東毛地域は、前橋市を区域とする赤城南麓森林組合が活動しています。組合員数は1,457人で、組合員所有森林面積は2,892haです。作業班員数は9人で、約半数の5人が40歳未満となっています。事業については、造林・保育等の森林造成事業を主に活動していますが、近年では林産事業にも積極的に取り組んでいます。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画210千m³に対して実行195千m³（実行歩合93%）、間伐は計画390千m³に対して実行278千m³（実行歩合71%）でした。また、間伐面積については、計画が4,880haに対して実行が2,584ha（実行歩合53%）でした。間伐の面積の実行歩合は53%と低めでしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったため、伐採立木材積では実行歩合71%となりました。

人工造林の面積については、計画580haに対して実行234ha（実行歩合40%）、天然更新の面積については、計画310haに対して実行226ha（実行歩合73%）でした。人工林の伐採の実行歩合は比較的高かったものの、面積あたりの蓄積が多い高齢級の森林

の伐採が多かったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと推測されます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画19.1kmに対して7.4km（実行歩合39%）、拡張は計画50.2kmに対して14.8km（実行歩合29%）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応や、森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源の涵養^{かん}のための保安林は計画122haに対して実行17ha（実行歩合14%）、災害防備のための保安林は計画257haに対して実行293ha（実行歩合114%）、総数では実行歩合が82%に達しました。全県で見ると森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により、進捗が遅れていますが、当森林計画区ではほぼ順調に保安林の指定が進んでいます。

治山事業については、山地治山は計画89箇所に対して実行102箇所（実行歩合115%）、保安林整備は計画33地区に対して実行38地区（実行歩合115%）となりました。総合治山及び水源地域整備の実行歩合は100%となり、総数での実行歩合は114%となりました。近年の集中豪雨等による災害への対応により実行が計画を上回ったものです。

※実行結果の詳細は（附）参考資料 4 前期計画の実行状況（過去5年間）を参照

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養^{かん}及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつあります。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	4 8 , 2 0 6	
前 橋 市	6 , 3 3 3	
桐 生 市	1 3 , 5 9 9	
伊勢崎市	3 3	
太 田 市	8 9 0	
館 林 市	3 0	
渋 川 市	1 0 , 3 3 8	
みどり市	1 5 , 8 0 6	
榛 東 村	7 3 4	
吉 岡 町	3 6 3	
玉 村 町	1 6	
板 倉 町	1	
明 和 町	2	
千代田町	2 6	
大 泉 町	2	
邑 楽 町	3 3	

(注)

1. 本計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち森林計画図において表示する区域とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部森林局林政課、渋川森林事務所及び桐生森林事務所とします。また、群馬県統合型地理情報システム(マッピングぐんま)に掲載します。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮します。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ります。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

表 1

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進)／土砂流出防止／土壌保全(森林の生産力維持)／その他の自然災害防止機能(雪崩防止など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
		気候緩和(夏の気温低下と冬の気温	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能

快適環境形成機能	上昇、木陰) / 大気浄化(塵埃吸着、汚染物質吸収) / 快適生活環境形成(騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ)	力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養(リハビリテーション) / 保養(休養、散策、森林浴) / レクリエーション(行楽、スポーツ等)	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観(ランドスケープ)・風致 / 学習・教育(生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場) / 芸術 / 宗教・祭礼 / 伝統文化 / 地域の多様性維持(風土形成)	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全 / 生物種保全(植物種保全、動物種保全(鳥獣保護)、菌類保全) / 生態系保全(河川生態系保全、沿岸生態系保全(魚つき))	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材(建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材)の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

表 2

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p>

	<p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵^{かん}養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進</p>

	<p>することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとしします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するものとしします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとしします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとしします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本としします。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位 面積:ha 蓄積:m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	26,761	26,537
	育成複層林	195	228
	天然生林	19,829	19,757
森林蓄積		352	328

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む
- 4 参考（現況）については、令和4年4月1日時点の数値。
 - *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
 - *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
 - *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
 - *4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 伐採方法について

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

(イ) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

イ 森林の区分別の施業の指針

(ア) 育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

(イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

(ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。また、特定苗木などが調達可能

な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

単位：年

		樹 種			広 葉 樹	
ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	用 材	その他
35	40	35	40	60	70	15

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,500
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・クロマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対 象 樹 種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうち、ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組み合わせにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用 本数間伐率 30%程度
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃 (伐期80年)	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃 (伐期80年)	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃 (伐期80年)	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃 (伐期80年)	18	23	29	40		

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が森林の保育を行う際の規範となります。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。（それぞれの機能については本計画第2表1参照）

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

(エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林（保健・レクリエーション機能）
- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林（文化機能）
- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林（生物多様性保全機能）

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。
 なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	○ 伐期の間隔の拡大 ○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する (地形) ・ 標高の高い地域 ・ 傾斜が急峻な地域 ・ 谷密度の大きい地域 ・ 起伏量の大きい地域 ・ 溪床又は河床勾配の急な地域 ・ 掌状型集水区域 (気象について) ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域 ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林…①	○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能維持増進森林…②	① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
保健文化機能維持増進機能森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）…③	② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望

見られるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等

○上記以外の森林は複層林施業を実施

○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能

○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る

○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(区域設定の考え方)

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林

整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ、整備を進めていきます。

また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進します。

また、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	192	447
うち林業専用道	7	9

注：令和2年度までの累計の実績である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	110以上	30~40
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	85以上	23~34
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60(50)以上	16~26
	架線系 作業システム	20(15)以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5~15

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を

移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10歳級以上の森林が面積で5分の4を占め、木材資源は量的・質的にも充実しつつあり、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設に当たっては、林道規程を遵守することとし、林道専用道及び森林作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業主体の経営に転換できるよう施業集約化や低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業者等との連携を通じて、組織・経営基盤の強化に努めます。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などに

よる経営基盤や経営力の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術と体力を要する職業です。林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組み、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援します。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きや若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 高性能林業機械の導入の促進

高性能林業機械を用いた作業システムの導入を促進するものとし、高性能林業機械作業システムの普及、オペレーター養成、機械の稼働率の向上など、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の基盤整備に努めるものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた作業システムの目標は次のとおりです。

区分	高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜 ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—トラクター—チェーンソー—林内作業車
	傾斜地 チェーンソー—タワーヤーダ—プロセッサ	チェーンソー—集材機—チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜 ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—林内作業車
	傾斜地 チェーンソー—スイングヤーダ—プロセッサ—フォワーダ 自走式搬器	チェーンソー—小型集材機—チェーンソー—林内作業車

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

木材価格が一段と低迷する中で、伐採が手控えられ非皆伐型の木材生産が中心になっています。

非皆伐型の施業で、素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集約化して、間伐作業に適した高密度な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業体がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

イ 木材加工体制の強化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、JAS認証の取得を促進します。

中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目や得意分野に特化した製品供給を推進します。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

(6) その他必要な事項

ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「しいたけ」・「まいたけ」・「ぶなしめじ」等の生産が行われており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が安値安定傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

イ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市町村	地 区 (林 班)			
総 数		23,184		
前橋市	右の林班の全部 12、30-1、30-2、38、39、47、48、49、50、52、56、66、77、81、83、84、90、91、93、99、100、101、103、104 右の林班の一部 3、4、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、28、29、31、32、33、34、35、36、37、40、41、42、43、44、45、51、53、54、55、57、58、60、61、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、78、79、80、82、85、86、92、94、95、96、97、98、102	5,079	下記に 記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
桐生市	右の林班の全部 19、20-1、20-2、20-3、21-1、23、110-1、127、130、134-1 右の林班の一部 1、2、3、8、9、10、12、13、14、15、16、17、18、21-2、22、24、40、42、43、45、46、47、49、52、54、55、56-1、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、89、90、92、93、95、96、98、101、102、103、107、108、109、110-2、111-1、111-2、112-1、118、121、126、128、129、131、132、133、134-2、135-2、137、138、139、140、141、144、145、146、147、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、170、172、173、174、176、177、178、179、180、181、183、184、185、186、187、188、189、191	4,192		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林
伊勢崎市	右の林班の全部 2 右の林班の一部 4	7		防風保安林 保健保安林
太田市	右の林班の全部 右の林班の一部 1、7、9、10、11-1、15、16、17、22	257		土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 風致保安林
館林市	右の林班の全部 右の林班の一部 1、7	22		防風保安林 保健保安林
渋川市	右の林班の全部 68、69、70、71、101、149、150、151、153、158、210、211、212、214、216、217、218、219、226、227、256 右の林班の一部 1、2、4、6、7、10、12、14、15、16、17、18、19、20、24、25、26、28、30、31、32、34、35、37、39、41、43、44、45、46、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、66、67、72、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、91、93、94、107、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、125、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、142、144、145、146、147、148、152、154、155、156、157、159、162、163、164、165、168、170、171、174、175、177、178、179、181、182、183、190、194、195、197、198、203、204、206、209、215、220、221、222、223、225、228、233、238、242、247、248、252	3,892		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林

市町村	所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
	地 区	(林 班)			
みどり市	右の林班の全部	48、49、50、52、54、55、78、79、80、81、82、 83、84、86、87、89、90、92、93、94、95、100、 121、122、123、124、125、126、127、129、131、 133、134、136、147、148、150、151、152、153、 154、155、156、161、162、163、165、171、173、 175、176、177、178、180、181、182、183、184、 185、186、188、189、190、191、193、194、195、 196、197、198、199、200、202、203、205、206	9,212	下記に 記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林
	右の林班の一部	1、4、5、9、11、12、13、14、15、16、17、19、 20、21、23、27、33、34、35、36、37、38、44、 46、47、51、53、58、59、60、61、62、63、65、 66、68、69、70、71、72、73、74、75、85、88、 91、96、97、98、99、101、102、103、104、105、 106、107、108、109、111、112、113、114、116、 117、118、119、120、128、130、132、135、137、 138、140、141、142、143、144、145、146、149、 158、159、160、164、166、167、168、169、170、 172、174、179、187、201、204、207、208、209、 210			
榛東村	右の林班の全部	2、4、5、20、22、23	383		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
	右の林班の一部	3、8、9、15、16、17、18、19			
吉岡町	右の林班の全部	1	113		土砂流出防備保安林 水害防備保安林 保健保安林
	右の林班の一部	2、4-2、5			
玉村町	右の林班の全部		9		水害防備保安林
	右の林班の一部	3、4			
板倉町	右の林班の全部		-		
	右の林班の一部				
明和町	右の林班の全部		-		
	右の林班の一部				
千代田町	右の林班の全部		15		防風保安林
	右の林班の一部	1-1、1-2			
大泉町	右の林班の全部		2		防風保安林
	右の林班の一部	1			
邑楽町	右の林班の全部		3		防風保安林
	右の林班の一部	1-2			

留意すべき事項

- 1 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- 2 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。その際、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

また、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の^{かん}涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林または保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を、事前防災・減災の考え方に立って実施

することとし、具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの効果的な対策を講じます。

また、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

その際、市町村の鳥獣被害対策関係部局をはじめ、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

（２） その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

４ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１） 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地の特徴など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境森林事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,180	1,030	150	400	250	150	780	780	-
うち前半5年分	530	460	70	190	120	70	340	340	-

2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	9,500
うち前半5年分	3,800

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,240	680
うち前半5年分	540	330

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	うち 前半5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	渋川市	渋川上ノ原	0.5	10	○		
開設	自動車道	林業専用道	渋川市	小原峯	1.5	60	○		
			渋川市計	2 路線	2.0	70			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	相吉1号	1.0	14			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	大穴支	2.0	29			
			前橋市計	2 路線	3.0	43			
渋川森林事務所計				4 路線	5.0	113			
開設	自動車道	指定林道	桐生市	梅田小平	2.1	255	○		
開設	自動車道		桐生市	上田沢花輪	1.0	40	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	赤柴孫	0.2	5	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	田沢	0.5	14	○		
			桐生市計	4 路線	3.8	314			
開設	自動車道		みどり市	桜峠	0.6	44	○		
開設	自動車道		みどり市	上田沢花輪	2.1	140	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	赤柴孫	1.2	30	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.3	18	○		
			みどり市計	4 路線	4.2	232			
桐生森林事務所計				8 路線	8.0	546			
利根下流森林計画区計				12 路線	13.0	659			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		渋川市	西赤城山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	行幸田	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	長坂	0.6				改良
拡張	自動車道		渋川市	田之郷	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	中山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	前山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	前山中山	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	潜下	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	赤城白樺	0.5		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	桜木	0.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	大平	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	天神	0.8				改良
拡張	自動車道		渋川市	天神支	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	日影山	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	二本木	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	奥子持	0.3		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	峠山	1.0				改良
拡張	自動車道		渋川市	谷の口程久保	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	富士山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	西の沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	上野原	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	諏訪平長坂	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	天神山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	五輪平	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	芳ヶ沢	0.8		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	蛇ヶ岳	0.8		○		改良
			渋川市計	26 路線	10.4				
拡張	自動車道		榛東村	新井盗人越	0.2				改良
			榛東村計	1 路線	0.2				
拡張	自動車道		吉岡町	湯出入	0.1		○		改良
拡張	自動車道		吉岡町	水沢上野原	0.1		○		改良
			吉岡町計	2 路線	0.2				
拡張	自動車道		前橋市	溝ノ口	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	大倉	0.3				改良
拡張	自動車道		前橋市	不動大滝	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉	1.0		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	滝沢	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	湯の口滝沢	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城東麓	0.2		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	下横道	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	葦窪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	東大河原	2.2				改良
拡張	自動車道		前橋市	箕輪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	大穴	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	大林	0.5				改良

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		前橋市	沼の窪	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城白樺	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉支	0.1				改良
			前橋市計	16 路線	6.1				
渋川森林事務所計				45 路線	16.9				
拡張	自動車道		桐生市	三境	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	赤柴	1.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢楡沢	1.0				改良
拡張	自動車道		桐生市	花見ヶ原	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	平	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	株栃	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	控鳥屋	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	細程	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	広仁田	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城梨木	0.3				改良
拡張	自動車道		桐生市	梨木沢	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	赤城東麓	5.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢小中	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	松山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	荒神山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	小谷急	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	広仁田支	0.3				舗装
拡張	自動車道		桐生市	八木原大畑	0.8				改良
拡張	自動車道		桐生市	間々下栗生	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	朝日沢	0.1				改良
拡張	自動車道		桐生市	一色	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	金沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	皆沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	桐生市	向山	1.5		○		改良
			桐生市計	26 路線	21.9				
拡張	自動車道		みどり市	小平座間	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	作原沢入	7.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	田沢小中	1.0				改良
拡張	自動車道		みどり市	小中新地	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	蛇ノ尾	3.3				改良
拡張	自動車道		みどり市	高橋深ぐな	1.4				改良
拡張	自動車道		みどり市	高戸山	0.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	横川	0.7				改良
拡張	自動車道		みどり市	松座	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	ねしゃか	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中西山	2.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中支	0.5				改良

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区 域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		みどり市	東沢	2.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	三境	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	柱戸	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	樋ノ入	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	牛沢	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	出屏	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	金山	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	加藤畑	0.2				改良
拡張	自動車道		みどり市	足渡戸	0.3				改良
拡張	自動車道		みどり市	塔ノ沢	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	孫	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	塩沢小平	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高名木	0.1		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	入山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	次石	0.1				改良
拡張	自動車道		みどり市	八木原大畑	0.4				改良
拡張	自動車道		みどり市	高松	1.2				改良
拡張	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.5				改良
			みどり市計	31 路線	37.8				
桐生森林事務所計				57 路線	59.7				
利根下流森林計画区計				102 路線	76.6				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	23,598	22,993	
水源の涵養のための保安林	12,945	12,841	
災害防備のための保安林	10,653	10,152	
保健、風致の保存等のための保安林	3,549	3,506	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積	うち	指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	区域		前半5年分			
指定	総数	総数		1,210	605			
		前橋市		73	36			
		桐生市		451	225			
		伊勢崎市		1	1			
		太田市		31	16			
		館林市		0	0			
		渋川市		303	151			
		みどり市		319	160			
		榛東村		18	9			
		吉岡町		11	5			
		玉村町		0	0			
		板倉町		0	0			
		明和町		0	0			
		千代田町		1	0			
		大泉町		0	0			
	邑楽町		2	1				
	水源の涵養のための保安林	総数			207	103		
		前橋市			12	6		
		桐生市			77	39		
		伊勢崎市			0	0		
		太田市			5	3		
		館林市			0	0		
		渋川市			52	26		
		みどり市			55	27		
		榛東村			3	2		
		吉岡町			2	1		
		玉村町			0	0		
		板倉町			0	0		
明和町				0	0			
千代田町			0	0				
大泉町			0	0				
邑楽町			0	0				

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
指定	災害防備 のための 保安林	総数		1,003	502		
		前橋市		60	30		
		桐生市		374	187		
		伊勢崎市		1	0		
		太田市		26	13		
		館林市		0	0		
		渋川市		251	125		
		みどり市		265	132		
		榛東村		15	8		
		吉岡町		9	5		
		玉村町		0	0		
		板倉町		0	0		
		明和町		0	0		
		千代田町		1	0		
		大泉町		0	0		
		邑楽町		1	1		
	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数		87	44		
		前橋市		5	3		
		桐生市		32	16		
		伊勢崎市		0	0		
		太田市		2	1		
		館林市		0	0		
		渋川市		22	11		
		みどり市		23	11		
		榛東村		1	1		
		吉岡町		1	0		
		玉村町		0	0		
		板倉町		0	0		
		明和町		0	0		
		千代田町		0	0		
大泉町		0	0				
邑楽町		0	0				
解除	総 数	総数		2	2		
		前橋市		1	1		
		桐生市		0	0		
		伊勢崎市		—	—		
		太田市		—	—		
		館林市		—	—		
		渋川市		0	0		
		みどり市		—	—		
		榛東村		—	—		
		吉岡町		—	—		
		玉村町		—	—		
		板倉町		—	—		
		明和町		—	—		
		千代田町		—	—		
大泉町		—	—				
邑楽町		—	—				

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考	
		市町村	区域					
解除	水源の涵 養のため の保安林	総数		0	0			
		前橋市		0	0			
		桐生市		—	—			
		伊勢崎市		—	—			
		太田市		—	—			
		館林市		—	—			
		渋川市		0	0			
		みどり市		—	—			
		榛東村		—	—			
		吉岡町		—	—			
		玉村町		—	—			
		板倉町		—	—			
		明和町		—	—			
		千代田町		—	—			
		大泉町		—	—			
	邑楽町		—	—				
	災害防備 のため の保安林	総数			1	1		
		前橋市			0	0		
		桐生市			0	0		
		伊勢崎市			—	—		
		太田市			—	—		
		館林市			—	—		
		渋川市			0	0		
		みどり市			—	—		
		榛東村			—	—		
		吉岡町			—	—		
		玉村町			—	—		
		板倉町			—	—		
		明和町			—	—		
		千代田町			—	—		
		大泉町			—	—		
	邑楽町			—	—			
	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数			—	—		
		前橋市			—	—		
		桐生市			—	—		
		伊勢崎市			—	—		
		太田市			—	—		
		館林市			—	—		
		渋川市			—	—		
		みどり市			—	—		
		榛東村			—	—		
		吉岡町			—	—		
		玉村町			—	—		
		板倉町			—	—		
		明和町			—	—		
千代田町				—	—			
大泉町				—	—			
邑楽町			—	—				

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「0」、該当がないものは「—」）

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養のための保安林	—	—	—	—	—
災害防備のための保安林	—	—	—	—	—
保健、風致の保存のための保安林	—	—	—	—	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		—	—		
		—	—		
		—	—		
		—	—		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち 前半5年分	主な工種	備考
市町村	区域				
総数		116	61	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
前橋市	赤城山ほか	13	7	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
桐生市	船久保ほか	44	23	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
伊勢崎市		—	—		
太田市		—	—		
館林市		—	—		
渋川市	南原ほか	27	14	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
みどり市	柱戸北山ほか	32	17	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
榛東村		—	—		
吉岡町		—	—		
玉村町		—	—		
板倉町		—	—		
明和町		—	—		
千代田町		—	—		
大泉町		—	—		
邑楽町		—	—		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位 面積：ha

特定 保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期等												その他 必要な 事項	備考								
		番号	所在		造林				保育				伐採						その他							
			位置	林班 小班	面積	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期	種類	面積	方法	時期			
該当なし																										

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

制限林の所在

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域(林班)			
	総数		23,759		
水源かん養保安林	前橋市	20、21、22、23、24、25、26、28、29、30-1、30-2、31、32、33、36、37、40、43、44、47、48、49、50、51、52、67、68、69、81、82、83、84、85、86、90、91、92、93、99、100、101、102、103、104	2,960	別表1-(1)	保健保770ha、砂防指定3ha、風致地区29haと重複
	桐生市	42、52、57、58、59、60、61、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、92、96、98、110-1、111-1、111-2、112-1、126、127、128、129、130、131、132、133、134-1、150、156、163、178、179、183、184、185	1,747		保健保44ha、砂防指定2ha、急傾危険0haと重複
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市	25、28、30、69、79、80、83、115、154、159、190、203、204、210、211、212、214、215、216、217、218、219、220、223、225、226、227	913		保健保79ha、砂防指定0haと重複
	みどり市	71、72、73、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、112、113、114、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、144、145、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、162、163、164、169、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209	7,312		保健保1,031ha、県自然特275ha、砂防指定2haと重複
	榛東村	16、17、18、19、20、23	168		保健保82haと重複
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
千代田町		—			
大泉町		—			
邑楽町		—			
計		13,100			

単位 面積：ha

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域(林班)			
土砂流出防備保安林	前橋市	12、21、29、31、34、38、39、42、43、53、54、55、56、57、58、61、73、81	437	別表1-(1)	保健保49ha、砂防指定4haと重複
	桐生市	1、2、3、9、10、12、13、14、15、16、17、18、19、20-1、20-2、20-3、21-1、21-2、22、23、40、42、43、45、46、47、49、54、55、56-1、63、67、68、70、72、73、80、86、89、90、92、93、95、101、102、107、108、109、110-2、118、129、137、140、141、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、170、172、173、174、176、177、178、179、180、181、184、185、186、187、188、189、191	2,263		保健保90ha、砂防指定16ha、急傾危険2haと重複
	伊勢崎市		—		
	太田市	7、9、10、11-1、15、16、17	191		保健保35ha、風致保5ha、国定公31ha、鳥獣特別36ha、風致地区76haと重複
	館林市		—		
	渋川市	1、2、4、6、7、10、12、14、15、16、17、18、19、20、31、34、35、39、44、45、46、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、66、67、68、70、71、72、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、93、94、101、107、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、162、163、164、165、168、170、171、174、175、177、178、179、181、182、183、190、194、195、197、198、206、209、222、223、233、238、242、247、248、252、256	2,818		保健保621ha、鳥獣特別275ha、砂防指定12ha、急傾危険1haと重複
	みどり市	4、5、9、11、12、13、15、16、17、19、20、21、23、27、33、34、35、36、37、38、44、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、59、60、61、62、63、65、66、68、69、70、71、72、73、74、75、96、97、98、103、104、105、108、111、112、113、114、116、117、118、119、120、125、126、127、128、129、130、132、135、136、137、138、140、141、142、143、146、158、159、160、161、164、165、166、167、168、169、170、179、195、209、210	1,880		保健保82ha、砂防指定7ha、急傾危険1haと重複
	榛東村	2、3、4、5、8、9、15、16、17、22	214		保健保9ha、砂防指定1haと重複
	吉岡町	1、2、4-2、5	111		保健保96haと重複
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		7,915			
土砂崩壊防備保安林	前橋市	35	3	別表1-(2)	
	桐生市	24、62、153、156、161、174、189	7		
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市	7、16、19、41、43、85、86、87、88、89、93、129、131、134、135、136、165、197、203、228、248	33		砂防指定0haと重複
	みどり市	15、46、58、59、109、111、137、142、159	15		
	榛東村	16	0		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		58			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
防風保安林	前橋市	3、4、15、16、17、18、19、28、33、35、36、40	95	別表 1-(2)	砂防指定0haと重複
	桐生市	121、134-2、135-2	12		
	伊勢崎市	4	4		保健保4haと重複
	太田市		—		
	館林市	1、7	22		保健保14ha、 風致地区5haと重複
	渋川市		—		
	みどり市	1	0		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町	1-1、1-2	15		
	大泉町	1	2		
邑楽町	1-2	3			
計		154			
水害防備保安林	前橋市	34、41、44、45、61、82	15	別表 1-(2)	保健保1haと重複
	桐生市	1、8、103、118	7		
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市	125、136	5		
	みどり市	59、140、181	3		
	榛東村		—		
	吉岡町	5	2		
	玉村町	3、4	9		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		41			
干害防備保安林	前橋市	3、4、16、35、40、44、60、66、67、68、69、70、 71、72、73、74、75、76、77、78、79、80	1,160	別表 1-(1)	保健保19haと重複
	桐生市	137、138、139、140、141、144、145、146、147	150		
	伊勢崎市		—		
	太田市	1、22	59		
	館林市		—		
	渋川市	24、25、26、28、31、32、34、35、37、83、142	119		砂防指定5haと重複
	みどり市	14、159	1		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		1,490			
落石防止保安林	前橋市		—	別表 1-(3)	
	桐生市	71、74	6		
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市	91、121	3		
	みどり市		—		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		9			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
保健保安林	前橋市	3、45、48、50、51、52、56、80、85、86、92、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104	1,246	別表1-(4)	水かん保770ha、土流防保49ha、水害防保1ha、干害防保19ha、風致保346ha、鳥獣特別100ha、砂防指定1ha、風致地区39haと重複
	桐生市	42、107、108、109、110-2、126、127	134		水かん保44ha、土流防保90haと重複
	伊勢崎市	2、4	7		防風保4haと重複
	太田市	9、10、11-1	37		土流防保35ha、鳥獣特別26ha、風致地区21haと重複
	館林市	1	14		防風保14haと重複
	渋川市	44、49、50、51、61、66、67、68、69、70、71、72、108、148、150、157、159、203、210、211、212	700		水かん保79ha、土流防保621ha、鳥獣特別187haと重複
	みどり市	80、82、84、86、87、88、90、92、94、95、96、151、152、153、154、155、156、191	1,113		水かん保1,031ha、土流防保82ha、砂防指定0haと重複
	榛東村	16、17、19、23	91		水かん保82ha、土流防保9haと重複
	吉岡町	1	96		土流防保96haと重複
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		3,437			
風致保安林	前橋市	94、95、96、97、98	347	別表1-(2)	保健保346ha、鳥獣特別78haと重複
	桐生市		—		
	伊勢崎市		—		
	太田市	9	10		土流防保5ha、風致地区10haと重複
	館林市		—		
	渋川市	221	1		
	みどり市		—		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		358			
国定公園第3種特別地域	前橋市		—	自然公園法の定めによる	
	桐生市		—		
	伊勢崎市		—		
	太田市	11-1	1		土流防保1ha、風致地区1haと重複
	館林市		—		
	渋川市		—		
	みどり市		—		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		1			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
地区 群馬県 自然環境保全条例による特別	前橋市	35	1	施行規則自然環境保全条例及び同条例	水かん保275haと重複
	桐生市		—		
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市		—		
	みどり市	85、91	275		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		276			
鳥獣保護区特別保護地区	前橋市	95、96、97、98	100	鳥獣保護管理法の定めによる	保健保100ha、 風致保78haと重複
	桐生市	37、38	27		
	伊勢崎市		—		土流防保36ha、 保健保26ha、 風致地区32haと重複
	太田市	9、10、11-1	45		
	館林市		—		土流防保275ha、 保健保187haと重複
	渋川市	50、51、52、66、67	292		
	みどり市		—		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		464			
砂防指定地	前橋市	3、4、17、18、32、34、35、40、41、42、43、45、46、53、60、69、73、74、79、102	49	群馬県砂防指定地管理条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保3ha、 土流防保4ha、 防風保0ha、 保健保1haと重複
	桐生市	1、3、4、5、6、7、18、24、25、26、27、29、31、34、37、40、41、52、72、74、87、88、89、105、111-2、112-2、116、117、120、122、123、136、141、145、147、149、151、152、154、156、157、158、163、164、166、172、178、179、180、181、182	106		
	伊勢崎市	4	0		風致地区2haと重複
	太田市	4、5、9、11-1、14、18、24	7		
	館林市		—		
	渋川市	1、2、7、9、11、13、16、17、18、20、21、22、23、28、30、31、32、34、35、36、40、42、56、57、58、60、61、76、81、84、85、86、88、89、92、93、94、96、105、114、117、119、131、132、142、144、162、169、171、172、174、175、180、183、194、209、222、224	101		水かん保0ha、 土流防保12ha、 土崩防保0ha、 干害防保5ha、 急傾危険1haと重複
	みどり市	4、5、10、11、16、17、32、62、64、75、88、104、107、108、118、142、143、146、158、159、170、179、201、204	29		水かん保2ha、 土流防保7ha、 保健保0haと重複
	榛東村	7、8、9、12、13、14	7		土流防保1haと重複
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		299			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	地域（林班）			
急傾斜地崩壊危険地域	前橋市	17	0	定急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律の	水かん保0ha、土流防保2ha、鳥獣特別1ha、砂防指定0ha、風致地区1haと重複
	桐生市	1、9、10、14、15、31、32、35、37、39、56-1、92、105、106、107、108、112-2、114、116、118、139、153、156、160、161、165、172、173、174、175	40		
	伊勢崎市		—		
	太田市		—		
	館林市		—		
	渋川市	57、76、81、85、86、87、88、89、93、94、105、127、144、171、177、241	8		
	みどり市	6、15、20、29、35、44、59、60、61、68、69、75、104、114、139、146、159	15		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		64			
風致地区	前橋市	85、94	68	例群及馬び県同風致例地区施行内規における定め建築による規制に関する条	水かん保29ha、保健保39haと重複 鳥獣特別17ha、急傾危険1haと重複 土流防保76ha、保健保21ha、風致保10ha、国定公31ha、鳥獣特別32ha、砂防指定2haと重複 防風保5haと重複
	桐生市	37、38、39	17		
	伊勢崎市		—		
	太田市	7、8-1、8-2、9、10、11-1、14	245		
	館林市	7	5		
	渋川市		—		
	みどり市	3	62		
	榛東村		—		
	吉岡町		—		
	玉村町		—		
	板倉町		—		
	明和町		—		
	千代田町		—		
	大泉町		—		
邑楽町		—			
計		397			

2 その他必要な事項

特になし

別表 1 - (1) 制限林の施業方法

制限林の施業方法		施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採方法 ※1	主伐	間伐	植栽	その他	
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として区分皆伐による。ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>※1</p> <p>伐採制限</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1 - (2) による。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過する日までに行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守る。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たたる場合はその翌日、土曜日に当たたる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>			

別表 1 - (2) 制限林の施業方法

施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採方法 ※1 伐採制限	そ の 他		
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齡以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p> <p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内とする。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までにを行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事への許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>	

別表 1 - (3) 制限林の施業方法

伐採方法		施業		方法		備考
		伐採方法 ※1	伐採制限	その他		
1 主伐	<p>(1) 伐採は原則として禁ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齡以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>原則として植栽は行わない。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守る。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>		

別表 1 - (4) 制限林の施業方法

施業方法		方 法		備 考
伐採方法	伐採制限 ※1	主 伐	間 伐	
<p>1 主 伐</p> <p>(1) 伐採は原則として択伐とする。 なお、景觀維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。</p>	<p>1 主 伐</p> <p>(1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2</p> <p>ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。</p> <p>イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。</p> <p>(2) 択伐の限度は別表 1 - (2) による。</p>	<p>1 植 栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所とで天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までにを行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p>	<p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復すること が確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守る。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜日に当たたる場合はその翌日、土曜日に当たたる場合はその翌々日とする。</p> <p>※3 森林法による知事の許可を要する。</p>
<p>2 間 伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>2 間 伐</p> <p>伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復すること が確実であると認められる範囲内とする。</p>	<p>2 その他 ※3</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>		

別表 1-(5) 制限林の施業方法

施業方法		その他	備考
伐採方法	※1 伐採制限		
<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、風致の保存のため特に必要がある箇所は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持または強化のため特例のある場合はこの限りではない。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。</p>	<p>1 主伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30% (植栽が義務付けられている森林は 40%) 以下とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>伐採の限度は、伐採年度当初の立木蓄積の 35% 以下で、おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 80% 以上に回復する見込みの範囲内とする。</p>	<p>1 植栽</p> <p>(1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所が天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。</p> <p>(2) 植栽は伐採年度後 2 年以内に行うこととする。</p> <p>(3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。</p> <p>(4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。</p> <p>(5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。</p> <p>2 その他 ※2</p> <p>立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。</p>	<p>施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。</p> <p>※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。</p> <p>※2 森林法による知事の許可を要する。</p>

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①×100
		総数 ②	国有林			民有林			
			総数	林野庁所管	其他省庁	総数	5条対象	5条対象外	
総数	161,721	59,215	11,008	10,548	460	48,206	48,206	-	37
前橋市	31,159	7,323	990	983	7	6,333	6,333	-	24
桐生市	27,445	19,866	6,267	6,255	12	13,599	13,599	-	72
伊勢崎市	13,944	33	-	-	-	33	33	-	0
太田市	17,554	893	3	-	3	890	890	-	5
館林市	6,097	30	-	-	-	30	30	-	0
渋川市	24,027	12,937	2,600	2,599	1	10,338	10,338	-	54
みどり市	20,842	16,517	711	711	-	15,806	15,806	-	79
榛東村	2,792	1,171	437	-	437	734	734	-	42
吉岡町	2,046	363	-	-	-	363	363	-	18
玉村町	2,578	16	-	-	-	16	16	-	1
板倉町	4,186	1	-	-	-	1	1	-	0
明和町	1,964	2	-	-	-	2	2	-	0
千代田町	2,173	26	-	-	-	26	26	-	1
大泉町	1,803	2	-	-	-	2	2	-	0
邑楽町	3,111	33	-	-	-	33	33	-	1

注：区域面積は、令和2年度群馬県市町村要覧による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温（℃）			年間降水量 (mm)	最高積雪深 (cm)	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
前橋	39.8	-6.1	15.6	1,250	29	北北西	
桐生	40.5	-6.3	15.4	1,164	-	南東	
伊勢崎	40.5	-6.3	15.9	1,117	-	北西	
館林	39.9	-6.1	15.9	1,151	-	西北西	

注：前橋気象台資料（平成28年～令和2年度）による。

イ 地 勢

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	161,721	59,215	35,172	17,514	17,661	67,334	28,991
前橋市	31,159	7,323	8,430	3,830	4,600	15,406	6,927
桐生市	27,445	19,866	1,450	453	994	6,129	2,548
伊勢崎市	13,944	33	4,450	1,740	2,710	9,461	4,584
太田市	17,554	893	6,040	2,520	3,520	10,621	5,281
館林市	6,097	30	2,310	2,140	170	3,757	1,739
渋川市	24,027	12,937	3,880	842	3,040	7,210	2,195
みどり市	20,842	16,517	989	222	767	3,336	1,162
榛東村	2,792	1,171	612	182	430	1,009	324
吉岡町	2,046	363	540	196	344	1,143	422
玉村町	2,578	16	880	634	246	1,682	742
板倉町	4,186	1	2,160	2,000	165	2,025	544
明和町	1,964	2	767	587	180	1,195	453
千代田町	2,173	26	923	748	175	1,224	441
大泉町	1,803	2	261	200	61	1,540	878
邑楽町	3,111	33	1,480	1,220	259	1,598	751

注：1 総数及び宅地は令和2年群馬県市町村要覧による。

2 農地は平成31年～令和2年関東農林水産統計年報による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	5,887,565	72,867	72,106	607	154	2,831,493	2,983,205
前橋市	1,257,132	21,836	21,636	129	71	288,593	946,703
桐生市	369,287	5,991	5,779	204	8	103,792	259,504
伊勢崎市	1,001,285	9,259	9,182	23	54	542,459	449,567
太田市	1,476,373	10,348	10,340	8	-	927,157	538,868
館林市	276,800	3,859	3,852	-	7	103,088	169,853
渋川市	276,685	8,286	8,173	107	6	81,543	186,856
みどり市	145,723	2,848	2,742	102	4	38,578	104,297
榛東村	32,896	1,181	1,165	16	-	12,178	19,537
吉岡町	50,323	1,305	1,287	18	-	13,347	35,671
玉村町	139,483	1,040	1,040	-	-	67,312	71,131
板倉町	64,800	3,474	3,472	-	2	35,140	26,186
明和町	102,353	1,035	1,035	-	-	73,639	27,679
千代田町	136,413	749	749	-	-	113,412	22,252
大泉町	436,822	170	170	-	-	351,953	84,699
邑楽町	121,190	1,486	1,484	-	2	79,302	40,402

注：平成29年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総 数	616,262	25,352	24,883	425	44	198,944	371,665
前橋市	162,431	6,767	6,544	205	18	37,107	112,113
桐生市	55,552	1,321	1,258	63	0	19,384	33,209
伊勢崎市	102,160	3,951	3,933	12	6	35,843	58,336
太田市	105,433	3,930	3,911	11	8	40,765	57,225
館林市	36,491	1,541	1,537	3	1	12,790	21,401
渋川市	38,338	2,475	2,403	68	4	10,546	24,053
みどり市	25,687	1,147	1,104	39	4	8,958	14,888
榛東村	7,727	482	472	9	1	2,104	4,919
吉岡町	10,627	430	420	10	0	2,783	7,257
玉村町	19,099	520	517	3	0	6,105	11,863
板倉町	7,848	1,350	1,350	0	0	2,352	3,897
明和町	5,621	392	392	0	0	2,109	3,052
千代田町	5,595	293	292	1	0	2,424	2,838
大泉町	20,686	145	143	1	1	10,538	9,594
邑楽町	12,967	608	607	0	1	5,136	7,020

注：1 平成27年度国勢調査による。

2 総数には分類不能を含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		48,206	16,474	186	346	-	-	284	4	1	471	23	3		
立木地	総数	総数	46,785	16,474	186	346	-	-	284	4	1	471	23	3	
		針	26,455	13,479	157	122	-	-	108	-	-	145	8	1	
		広	20,330	2,994	29	224	-	-	177	4	1	326	15	1	
	人工林	総数	総数	26,913	13,510	159	167	-	-	167	2	0	260	16	2
			針	26,382	13,466	157	122	-	-	108	-	-	145	8	1
			広	531	45	2	45	-	-	59	2	0	115	8	1
		育成単層林	総数	26,738	13,468	157	167	-	-	166	2	0	260	16	2
			針	26,228	13,426	155	122	-	-	107	-	-	145	8	1
			広	510	43	2	45	-	-	59	2	0	115	8	1
		育成複層林	総数	54 121	21 21	0 1	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- -
			針	52 102	20 20	0 1	- -	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- -
			広	1 19	0 2	0 0	- -								
	天然林	総数	総数	19,872	2,964	28	179	-	-	118	2	0	211	8	1
			針	73	14	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	19,799	2,950	28	179	-	-	118	2	0	211	8	1
		育成単層林	総数	23	3	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
			針	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	22	3	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
		育成複層林	総数	20 1	3 0	0 0	- 0	- -							
			針	1 -	0 -	- -									
			広	19 1	3 0	0 0	- 0	- -							
天然生林	総数	19,829	2,957	28	179	-	-	118	2	0	211	8	1		
	針	72	14	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	広	19,757	2,944	28	179	-	-	118	2	0	211	8	1		
竹林		251	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	1,089	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	166	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	923	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
564	46	4	816	93	6	987	148	7	1,341	256	9
564	46	4	816	93	6	987	148	7	1,341	256	9
234	25	3	352	54	4	495	102	6	740	190	8
330	22	1	464	38	2	492	46	1	601	66	1
305	31	3	425	62	4	576	111	6	803	199	8
234	25	3	352	54	4	495	102	6	740	190	8
71	6	0	73	8	0	81	10	0	63	9	0
296	30	3	384	57	4	547	108	6	766	189	7
230	24	2	312	49	4	478	99	5	706	181	7
67	6	0	72	8	0	69	8	0	59	8	0
-	-	-	3	0	0	1	0	0	-	-	-
9	1	0	37	5	0	27	4	0	38	9	0
-	-	-	3	0	0	-	-	-	-	-	-
4	1	0	37	5	0	17	3	0	34	9	0
-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-
4	0	0	1	0	0	10	1	0	4	1	0
259	16	1	391	31	1	411	36	1	538	58	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
259	16	1	391	31	1	411	36	1	538	57	1
-	-	-	1	0	0	1	0	0	1	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	0	1	0	0	1	0	0
-	-	-	-	-	-	2	0	0	-	-	-
1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2	0	0	-	-	-
1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
258	15	1	391	31	1	408	36	1	537	57	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
258	15	1	391	31	1	408	36	1	537	57	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		8 齡級			9 齡級			10 齡級			11 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,570	372	10	1,880	551	12	2,804	1,000	16	4,077	1,668	21		
立木地	総数	総数	1,570	372	10	1,880	551	12	2,804	1,000	16	4,077	1,668	21	
		針	911	293	9	1,222	467	10	1,863	871	14	2,932	1,502	19	
		広	659	79	1	659	84	1	941	129	1	1,145	166	2	
	人工林	総数	総数	919	294	9	1,227	467	10	1,862	870	14	2,935	1,503	19
			針	911	293	9	1,222	467	10	1,862	870	14	2,931	1,502	19
			広	8	1	0	6	1	0	-	-	-	4	1	0
		育成単層林	総数	913	292	9	1,224	466	10	1,857	869	14	2,929	1,501	19
			針	905	291	9	1,218	466	10	1,857	869	14	2,926	1,500	19
			広	8	1	0	6	1	0	-	-	-	4	1	0
		育成複層林	総数	15	01	00	-	-	-	4	2	0	5	2	0
			針	15	01	00	-	-	-	4	2	0	5	2	0
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	651	77	1	653	84	1	942	129	1	1,142	165	2
			針	0	0	-	-	-	-	2	1	0	1	0	0
			広	651	77	1	653	84	1	941	129	1	1,142	165	2
		育成単層林	総数	8	1	0	7	1	0	0	0	-	1	0	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	8	1	0	7	1	0	0	0	-	1	0	-
		育成複層林	総数	-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-
天然生林	総数	643	77	1	646	83	1	941	129	1	1,141	165	2		
	針	0	0	-	-	-	-	2	1	0	1	0	0		
	広	643	77	1	646	83	1	940	129	1	1,141	165	2		
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量									
5,424	2,370	24	6,488	2,793	22	6,251	2,592	20	4,710	1,695	12
5,424	2,370	24	6,488	2,793	22	6,251	2,592	20	4,710	1,695	12
3,848	2,129	21	4,196	2,428	20	3,546	2,145	18	2,244	1,282	10
1,577	241	2	2,292	365	3	2,704	447	3	2,467	413	3
3,848	2,129	21	4,196	2,428	20	3,548	2,146	18	2,244	1,282	10
3,848	2,129	21	4,196	2,428	20	3,546	2,145	18	2,244	1,282	10
-	-	-	-	-	-	3	0	0	-	-	-
3,842	2,127	21	4,188	2,424	20	3,542	2,143	18	2,235	1,278	9
3,842	2,127	21	4,188	2,424	20	3,539	2,142	18	2,235	1,278	9
-	-	-	-	-	-	3	0	0	-	-	-
5	2	0	8	3	0	7	3	0	9	4	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	2	0	8	3	0	7	3	0	9	4	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,577	241	2	2,292	365	3	2,702	446	3	2,467	413	3
-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
1,577	241	2	2,292	365	3	2,702	446	3	2,467	413	3
1	0	0	0	0	-	-	-	-	2	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	0	0	-	-	-	-	2	0	0
1	0	0	2	0	0	5	1	0	0	0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	2	0	0	5	1	0	0	0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,574	241	2	2,290	365	3	2,697	446	3	2,465	412	3
-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
1,574	241	2	2,290	365	3	2,697	446	3	2,465	412	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分		1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,346	824	6	1,610	583	4	1,211	395	3	1,105	333	2		
立木地	総数	総数	2,346	824	6	1,610	583	4	1,211	395	3	1,105	333	2	
		針	1,027	604	5	740	437	3	465	271	2	380	212	2	
		広	1,319	220	1	870	145	1	746	124	1	725	121	1	
	人工林	総数	総数	1,025	603	5	740	437	3	466	271	2	380	212	2
			針	1,023	603	5	740	437	3	465	271	2	380	212	2
			広	2	-	-	-	-	-	1	-	-	0	0	-
		育成単層林	総数	1,020	601	4	740	437	3	466	271	2	380	212	2
			針	1,018	601	4	740	437	3	465	271	2	379	211	2
			広	2	-	-	-	-	-	1	-	-	0	0	-
		育成複層林	総数	5	2	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0
			針	5	2	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	1,321	221	1	870	145	1	745	124	1	725	121	1
			針	4	1	0	0	0	-	-	-	-	0	0	-
			広	1,316	220	1	870	145	1	745	124	1	725	121	1
		育成単層林	総数	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
			針	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	8	1	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-
			針	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	8	1	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-
天然生林		総数	1,312	219	1	868	145	1	745	124	1	725	121	1	
		針	4	1	0	0	0	-	-	-	-	0	0	-	
		広	1,308	219	1	868	145	1	745	124	1	725	121	1	
竹林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

2 0 齡級			2 1 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
977	279	2	1,522	450	3
977	279	2	1,522	450	3
300	166	1	585	294	2
677	113	1	937	156	1
299	166	1	521	282	2
299	166	1	521	282	2
-	-	-	-	-	-
299	166	1	518	281	2
299	166	1	518	281	2
-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	1	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	1	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
678	113	1	1,001	168	1
2	0	0	64	12	0
677	113	1	937	156	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
678	113	1	1,000	168	1
2	0	0	63	12	0
677	113	1	937	156	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総数	立											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	46,785	46,785	26,455	20,330	26,913	26,382	531	26,738	26,228	510	174	154	20
	材積	16,474	16,474	13,479	2,994	13,510	13,466	45	13,468	13,426	43	42	40	2
	成長量	186	186	157	29	159	157	2	157	155	2	1	1	0
制限林	面積	23,187	23,187	12,337	10,850	12,529	12,269	261	12,383	12,141	242	146	127	19
	材積	7,471	7,471	5,808	1,663	5,817	5,796	21	5,781	5,762	19	35	33	2
	成長量	87	87	72	15	73	72	1	72	71	1	1	1	0
普通林	面積	23,598	23,598	14,118	9,480	14,383	14,113	270	14,355	14,087	268	28	27	2
	材積	9,003	9,003	7,671	1,332	7,693	7,670	24	7,687	7,663	24	7	7	0
	成長量	99	99	85	14	86	85	1	86	85	1	0	0	0

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

木 地												竹 林	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													總 數	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
總 數			育成單層林			育成複層林			天然生林							
總數	針	広	總數	針	広	總數	針	広	總數	針	広					
19,872	73	19,799	23	0	22	21	1	20	19,829	72	19,757	-	-	-	-	
2,964	14	2,950	3	0	3	3	0	3	2,957	14	2,944	-	-	-	-	
28	0	28	0	-	0	0	-	0	28	0	28	-	-	-	-	
10,658	69	10,590	3	-	3	10	1	9	10,645	68	10,577	-	-	-	-	
1,654	12	1,642	1	-	1	2	0	2	1,652	12	1,640	-	-	-	-	
14	0	14	0	-	0	0	-	0	14	0	14	-	-	-	-	
9,214	5	9,210	19	0	19	11	-	11	9,184	5	9,180	-	-	-	-	
1,309	1	1,308	3	0	2	2	-	2	1,305	1	1,304	-	-	-	-	
13	0	13	0	-	0	0	-	0	13	0	13	-	-	-	-	

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	48,206	46,785	26,455	20,330	26,913	26,382	531	26,738	26,228	510	174	154	20
	材積	16,474	16,474	13,479	2,994	13,510	13,466	45	13,468	13,426	43	42	40	2
前橋市	面積	6,333	6,084	3,492	2,592	3,607	3,490	117	3,537	3,430	107	70	60	10
	材積	1,778	1,778	1,382	396	1,391	1,382	10	1,372	1,364	9	19	18	1
桐生市	面積	13,599	13,168	8,149	5,019	8,263	8,149	114	8,219	8,113	106	44	36	8
	材積	5,110	5,110	4,408	703	4,415	4,407	8	4,407	4,400	7	9	8	1
伊勢崎市	面積	33	29	13	17	13	13	-	13	13	-	-	-	-
	材積	8	8	5	2	5	5	-	5	5	-	-	-	-
太田市	面積	890	862	387	475	389	387	1	389	387	1	-	-	-
	材積	233	233	161	73	161	161	0	161	161	0	-	-	-
館林市	面積	30	30	22	8	22	22	-	22	22	-	-	-	-
	材積	11	11	9	1	9	9	-	9	9	-	-	-	-
渋川市	面積	10,338	10,033	6,435	3,598	6,646	6,432	214	6,609	6,396	213	37	36	1
	材積	3,868	3,868	3,331	537	3,351	3,330	21	3,341	3,321	20	9	9	0
みどり市	面積	15,806	15,434	7,158	8,275	7,156	7,090	66	7,134	7,070	65	22	20	2
	材積	4,911	4,911	3,681	1,230	3,674	3,669	5	3,670	3,664	5	5	4	0
榛東村	面積	734	724	570	154	579	570	10	578	568	10	1	1	-
	材積	380	380	356	23	357	356	1	357	356	1	1	1	-
吉岡町	面積	363	352	206	146	212	206	6	212	206	6	-	-	-
	材積	158	158	136	22	136	136	0	136	136	0	-	-	-
玉村町	面積	16	13	2	10	4	2	2	4	2	2	-	-	-
	材積	3	3	1	2	1	1	0	1	1	0	-	-	-
板倉町	面積	1	1	0	1	0	0	-	0	0	-	-	-	-
	材積	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-
明和町	面積	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材積	0	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千代田町	面積	26	25	12	13	12	12	-	12	12	-	-	-	-
	材積	7	7	5	2	5	5	-	5	5	-	-	-	-
大泉町	面積	2	2	0	1	0	0	-	0	0	-	-	-	-
	材積	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-
邑楽町	面積	33	29	9	21	9	8	0	9	8	0	-	-	-
	材積	6	6	4	3	4	4	0	4	4	0	-	-	-

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
19,872	73	19,799	23	0	22	21	1	20	19,829	72	19,757	251	1,089	166	923	81
2,964	14	2,950	3	0	3	3	0	3	2,957	14	2,944	-	-	-	-	-
2,477	2	2,475	-	-	-	4	0	4	2,472	2	2,471	17	232	38	194	-
387	0	386	-	-	-	1	0	1	386	0	386	-	-	-	-	-
4,905	0	4,904	5	-	5	1	-	1	4,898	0	4,898	74	356	71	285	1
695	0	695	1	-	1	0	-	0	694	0	694	-	-	-	-	-
17	-	17	-	-	-	-	-	-	17	-	17	4	0	-	0	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
473	-	473	-	-	-	-	-	-	473	-	473	8	20	3	17	-
73	-	73	-	-	-	-	-	-	73	-	73	-	-	-	-	-
8	-	8	-	-	-	-	-	-	8	-	8	1	0	-	0	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
3,387	3	3,384	17	0	17	0	-	0	3,369	3	3,367	96	208	30	178	-
518	1	517	2	0	2	0	-	0	515	1	514	-	-	-	-	-
8,277	68	8,209	0	-	0	15	1	15	8,262	67	8,194	40	253	17	236	80
1,237	12	1,224	0	-	0	2	0	2	1,234	12	1,222	-	-	-	-	-
145	0	145	-	-	-	-	-	-	145	0	145	2	8	2	6	-
22	0	22	-	-	-	-	-	-	22	0	22	-	-	-	-	-
140	-	140	-	-	-	-	-	-	140	-	140	0	11	5	6	-
22	-	22	-	-	-	-	-	-	22	-	22	-	-	-	-	-
8	-	8	-	-	-	-	-	-	8	-	8	4	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	0	-	-	-	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
13	-	13	-	-	-	-	-	-	13	-	13	1	0	-	0	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	0	-	0	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
20	0	20	-	-	-	-	-	-	20	0	20	3	1	1	-	-
3	0	3	-	-	-	-	-	-	3	0	3	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木												
			総 数			人 工 林									
						総 数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	48,206	46,785	26,455	20,330	26,913	26,382	531	26,738	26,228	510	174	154	20	
	材積	16,474	16,474	13,479	2,994	13,510	13,466	45	13,468	13,426	43	42	40	2	
県有林	面積	2,841	2,775	862	1,913	865	861	4	851	847	4	14	14	-	
	材積	648	648	336	312	336	336	0	332	332	0	4	4	-	
市町村有林	面積	3,626	3,561	2,175	1,387	2,244	2,137	107	2,228	2,127	101	17	11	6	
	材積	1,214	1,214	1,011	203	1,011	1,005	7	1,008	1,002	6	3	3	0	
私有林	法人	面積	6,715	6,427	3,649	2,777	3,746	3,649	97	3,724	3,631	93	22	18	4
		材積	2,222	2,222	1,817	404	1,825	1,817	8	1,819	1,812	7	6	5	1
	共有	面積	12,615	12,286	6,163	6,123	6,239	6,133	106	6,181	6,082	99	59	52	7
		材積	3,948	3,948	3,025	923	3,029	3,020	9	3,015	3,007	8	13	13	1
	個人	面積	22,402	21,728	13,604	8,125	13,815	13,598	217	13,752	13,539	213	63	59	4
		材積	8,441	8,441	7,289	1,152	7,308	7,287	21	7,292	7,272	20	16	15	0
その他	面積	8	7	3	5	4	3	1	4	3	1	-	-	-	
	材積	2	2	1	1	1	1	0	1	1	0	-	-	-	

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無立木地			更新困難地
天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
19,872	73	19,799	23	0	22	21	1	20	19,829	72	19,757	251	1,089	166	923	81
2,964	14	2,950	3	0	3	3	0	3	2,957	14	2,944	-	-	-	-	-
1,911	1	1,910	-	-	-	-	-	-	1,911	1	1,910	1	65	-	65	-
312	0	312	-	-	-	-	-	-	312	0	312	-	-	-	-	-
1,317	37	1,280	-	-	-	0	-	0	1,317	37	1,280	2	62	5	57	1
203	7	196	-	-	-	0	-	0	203	7	196	-	-	-	-	-
2,681	0	2,681	10	-	10	10	-	10	2,661	0	2,661	15	271	41	230	2
397	0	396	1	-	1	1	-	1	394	0	394	-	-	-	-	-
6,047	29	6,017	2	-	2	4	1	3	6,041	29	6,012	14	237	36	201	78
919	5	914	0	-	0	1	0	0	918	5	913	-	-	-	-	-
7,913	5	7,908	10	0	10	7	-	7	7,896	5	7,891	219	454	85	370	-
1,133	2	1,131	1	0	1	1	-	1	1,130	2	1,129	-	-	-	-	-
3	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	0	-	0	-
0	-	0	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保			安			林					計
	保水 安林 源かん 養	保安 土砂 流出 防備	保安 土砂 崩壊 防備	保安 飛砂 防備	防風 保安林	保安 水害 防備	保安 干害 防備	保安 なだれ 防止	保安 落石 防止	保健 保安林	風致 保安林	
総数	(-) 13,100	(-) 7,915	(-) 58	(-) -	(-) 154	(-) 41	(-) 1,490	(-) -	(-) 9	(3,025) 412	(351) 7	(3,377) 23,184
前橋市	(-) 2,960	(-) 437	(-) 3	(-) -	(-) 95	(-) 15	(-) 1,160	(-) -	(-) -	(839) 407	(346) 1	(1,185) 5,079
桐生市	(-) 1,747	(-) 2,263	(-) 7	(-) -	(-) 12	(-) 7	(-) 150	(-) -	(-) 6	(134) -	(-) -	(134) 4,192
伊勢崎市	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 4	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(4) 2	(-) -	(4) 7
太田市	(-) -	(-) 191	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 59	(-) -	(-) -	(35) 2	(5) 4	(40) 257
館林市	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 22	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(14) -	(-) -	(14) 22
渋川市	(-) 913	(-) 2,818	(-) 33	(-) -	(-) -	(-) 5	(-) 119	(-) -	(-) 3	(700) -	(-) 1	(700) 3,892
みどり市	(-) 7,312	(-) 1,880	(-) 15	(-) -	(-) 0	(-) 3	(-) 1	(-) -	(-) -	(1,113) -	(-) -	(1,113) 9,212
榛東村	(-) 168	(-) 214	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(91) -	(-) -	(91) 383
吉岡町	(-) -	(-) 111	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2	(-) -	(-) -	(-) -	(96) -	(-) -	(96) 113
玉村町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 9	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 9
板倉町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
明和町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
千代田町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 15	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 15
大泉町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2
邑楽町	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 3

注：1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に()書きで外数とした。
 2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

單位 面積:ha

保安施設地区	砂防指定地	崩壊危険区域 急傾斜地	自然公園(国立公園)						自然環境保全 地域特別地区	天然記念物 史跡名勝	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区	計			
(-) -	(53) 247	(5) 59	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(275) 1	(-) -	(3,709) 23,491
(-) -	(8) 41	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) -	(1,193) 5,121
(-) -	(19) 87	(3) 38	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(155) 4,317
(-) -	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(4) 7
(-) -	(-) 7	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(40) 264
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(14) 22
(-) -	(17) 84	(1) 7	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(719) 3,983
(-) -	(8) 21	(1) 14	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(275) -	(-) -	(1,397) 9,247
(-) -	(1) 6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(91) 389
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(96) 113
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 9
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 15
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2
(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 3

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

林種 樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	46,785	16,474	26,913	13,510	19,872	2,964
ス ギ	14,097	9,145	14,097	9,145	-	-
ヒ ノ キ	5,802	1,780	5,802	1,780	-	-
マ ツ	5,229	2,070	5,225	2,069	3	1
カ ラ マ ツ	1,249	469	1,249	469	-	-
その他針葉樹	79	15	9	2	70	13
ク ヌ ギ	244	43	29	3	215	40
ア カ シ ア	55	9	1	0	54	8
ぼう芽更新	19,454	2,896	-	-	19,454	2,896
天然下種更新	61	4	-	-	61	4
その他広葉樹	515	43	501	42	14	1

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面 積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
該当なし							

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	1.27	-	1.27	4,407.26
前橋市	-	-	-	382.59
桐生市	0.67	-	0.67	1,143.11
伊勢崎市	-	-	-	3.00
太田市	-	-	-	17.18
館林市	-	-	-	-
渋川市	0.60	-	0.60	1,998.66
みどり市	-	-	-	809.62
榛東村	-	-	-	26.78
吉岡町	-	-	-	26.32
玉村町	-	-	-	-
板倉町	-	-	-	-
明和町	-	-	-	-
千代田町	-	-	-	-
大泉町	-	-	-	-
邑楽町	-	-	-	-

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2
総数	0.1	0.1	0.0	0.1	1.9	0.0	-	-	-	-	-	0.3	12.2	12.7	12.2	-	-	-	50.4	45.7	46.0
前橋市	-	0.0	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-	0.3	11.3	11.5	10.6	-	-	-	4.5	0.1	-
桐生市	-	-	0.0	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	-	-	-	18.8	18.7	18.5
伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
太田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-
館林市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-
渋川市	0.1	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4	0.7	-	-	-	-	-	-
みどり市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2	0.2	-	-	-	27.2	26.9	27.5
榛東村	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉岡町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玉村町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
板倉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明和町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千代田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-
大泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
邑楽町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	-

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

所有階層別		総数	0.3 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0～5.0
区分							
総数	所有者数	16,365	6,300	2,248	2,661	2,945	836
	面積	48,206	903	869	1,888	5,025	3,220
前橋市	所有者数	3,135	1,334	463	570	498	106
	面積	6,333	188	177	399	818	407
桐生市	所有者数	4,108	1,231	508	647	921	299
	面積	13,599	178	199	465	1,590	1,155
伊勢崎市	所有者数	119	90	16	8	4	1
	面積	33	10	6	6	8	4
太田市	所有者数	511	150	101	94	108	23
	面積	890	25	39	66	185	92
館林市	所有者数	101	90	7	3	-	-
	面積	30	11	2	2	-	-
渋川市	所有者数	5,435	2,198	821	915	951	236
	面積	10,338	324	317	647	1,616	899
みどり市	所有者数	1,766	449	189	271	370	155
	面積	15,806	67	73	197	659	605
榛東村	所有者数	388	191	45	68	52	14
	面積	734	26	18	49	84	51
吉岡町	所有者数	463	300	59	59	35	1
	面積	363	41	23	41	54	4
玉村町	所有者数	76	63	3	9	-	1
	面積	16	5	1	6	-	5
板倉町	所有者数	6	5	-	1	-	-
	面積	1	1	-	1	-	-
明和町	所有者数	4	2	1	1	-	-
	面積	2	0	0	1	-	-
千代田町	所有者数	121	93	19	7	2	-
	面積	26	12	7	4	2	-
大泉町	所有者数	11	10	1	-	-	-
	面積	2	1	0	-	-	-
邑楽町	所有者数	121	94	15	8	4	-
	面積	33	13	6	5	9	-

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区分	総 数		公有林		私有林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総数	(14)	(3, 148)	(4)	(238)	(13)	(2, 910)	
	20	5, 233	6	397	18	4, 836	
前橋市	(1)	(126)	(1)	(42)	(1)	(84)	
	3	(314)	2	(193)	2	121	
桐生市	(7)	(858)	(1)	(81)	(6)	(777)	
	11	(1, 726)	2	(88)	10	1, 638	
太田市	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	1	(44)	-	(-)	1	44	
渋川市	(1)	(429)	(1)	(42)	(1)	(387)	
	1	(429)	1	(42)	1	387	
みどり市	(5)	(1, 734)	(1)	(73)	(5)	(1, 661)	
	10	(2, 664)	1	(73)	10	2, 591	
榛東村	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	1	(55)	-	(-)	1	55	

注：1 令和2年度末時点での認定状況。

2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。

3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。

4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
該当なし					

注：令和2年度末時点での設定状況。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤理事 ・ 職員数	出資金総数	組合員所有 (又は組合経 営) 森林面積	備考
森 林 組 合	総数		5,393	33	126,968	33,573	
	前橋市	赤城南麓	1,457	7	8,096	2,892	
	渋川市、榛東村、 吉岡町	渋川広域	2,243	10	44,620	7,889	
	桐生市のうち桐生 地区と新里地区、 みどり市のうち大 間々地区	桐生広域	967	6	24,505	8,400	
	桐生市のうち黒保 根地区、みどり市 のうち東地区	わたらせ	726	10	49,747	14,392	
生 産 森 林 組 合	総数		1,600	-	169,959	782	
	前橋市	月田	166	-	3,771	71	
		螺沢	153	-	3,060	14	
	渋川市	金井	144	-	28,800	52	
		半田	144	-	23,760	38	
		中村	61	-	9,150	30	
	みどり市	塩原	46	-	4,872	29	
		穴原	42	-	9,450	52	
		小平	112	-	73,920	379	
	榛東村	上野原	732	-	13,176	117	

注：令和2年度版森林組合現況表による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

区分		総数	赤城南麓	渋川広域	桐生広域	わたらせ
部門別						
指導	収益	16,977	3,475	10,767	-	2,735
	費用	17,710	3,277	11,480	154	2,799
販売	収益	62,791	7,944	25,462	1,220	28,165
	費用	39,960	3,431	4,165	-	32,364
加工	収益	107,449	-	-	-	107,449
	費用	128,743	-	-	-	128,743
森林整備・利用	収益	745,595	162,736	189,629	243,770	149,460
	費用	483,723	98,308	130,004	167,528	87,883
購買	収益	23,836	11,663	1,772	6,767	3,634
	費用	21,153	10,492	1,585	5,873	3,203
金融	収益	309	-	309	-	-
	費用	219	-	215	-	4
森林経営	収益	-	-	-	-	-
	費用	255	-	255	-	-
事業管理費		235,545	67,740	56,304	71,748	39,753
収益		956,957	185,818	227,939	251,757	291,443
費用		691,763	115,508	147,704	173,555	254,996
事業利益		29,649	2,570	23,931	6,454	-3,306

注：令和2年度版森林組合現況表による。

(5) 林業事業者等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他	
総数	2	33	94	2	36	4	1	38
前橋市		6	25	1	11	1		5
桐生市	1	12	18	1	9			5
伊勢崎市			7		2			6
太田市		1	14		2		1	8
館林市			10		2			3
渋川市		6	12		8	2		5
みどり市	1	7	2		2	1		1
榛東村		1	1					1
吉岡町								2
玉村町								
板倉町			1					
明和町			1					1
千代田町								
大泉町			1					
邑楽町			2					1

注：令和2年次木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区 分	林研グループ		
	団体数	人数	摘 要
総 数	7	113	
前橋市	2	62	
桐生市	1	4	
伊勢崎市	-	-	
太田市	-	-	
館林市	-	-	
渋川市	-	-	
みどり市	4	47	
榛東村	-	-	
吉岡町	-	-	
玉村町	-	-	
板倉町	-	-	
明和町	-	-	
千代田町	-	-	
大泉町	-	-	
邑楽町	-	-	

注：令和2年度末資料による。

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名	総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	60	-	13	-	10	-	17	-	5	-	15	-
赤城南麓	9	-	4	-	1	-	3	-	-	-	1	-
渋川広域	12	-	3	-	4	-	3	-	1	-	1	-
桐生広域	20	-	3	-	2	-	5	-	1	-	9	-
わたらせ	19	-	3	-	3	-	6	-	3	-	4	-

注：令和2年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総数	60	13,115	1	54	4	428	12	2,358	43	10,275
赤城南麓	9	2,227	-	-	-	-	-	-	9	2,227
渋川広域	12	2,674	-	-	1	133	1	209	10	2,332
桐生広域	20	4,372	1	54	1	67	3	585	15	3,666
わたらせ	19	3,842	-	-	2	228	8	1,564	9	2,050

注：令和2年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘 要	単位	所 有 区 分 別 数 量								
			公有林	学校林	会社	森林組合	その他組合	林研グループ	集 落	個 人	合 計
ハーベスタ		台			2	5	3				10
タワーヤード		〃									-
スイングヤード		〃			3		3				6
フォワーダ	積載式集材専用トラクタ	〃			6	8					14
プロセッサ		〃			14	3	1				18
スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	〃			1						1
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃			2	3	1			1	7
索道重量式		セツト									-
索道動力式		〃									-
小型集材機	動力10ps未満	台		2	10		2			8	22
大型集材機	動力10ps以上	〃		2	30		2			2	36
モノケーブル	ジグザグ集材施設	〃									-
リモコンウインチ		〃					6			12	18
自走式搬器		〃				2					2
モノレール	懸垂式を含む	〃									-
小型運材車	動力20ps未満	〃		6	6	12	2			36	62
小型運材車	動力20ps以上	〃		4	26		2			12	44
ホイールトラクタ	主として集材用	〃			2						2
クローラトラクタ	〃	〃			2					6	8
育林用トラクタ	主として育林作業用	〃									-
フォークリフト		〃			24					4	28
フォークローダ		〃		4	2						6
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	〃			8					4	12
クレーン付トラック		〃			10	2	2			2	16
トラクタショベル	搬出、育林等に係わる土工用	〃			6						6
バックホー	〃	〃		4	20	4	6			12	46
チェーンソー		〃	24	16	130	70	34			132	406
刈払機	携帯式刈払機	〃	38	10	58	62	30			66	264
植穴掘機		〃			2	2	2				6
動力枝打機	自動木登り式	〃		6							6
動力枝打機	上記以外のもの	〃			2	6				4	12
苗畑用トラクタ		〃		2						2	4
チェーンソーリモコン装置	リモコンチェーンソー架台	〃									-
グラップル運材機能なし	グラップルローダ作業車	〃		4	24	10	6			14	58
グラップル運材機能あり	グラップルローダ付トラック	〃			6	8	2			2	18
樹木粉砕器	伐倒木等を粉砕する機械	〃	2			2	2				6

注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）

2 令和元年度において1日以上稼働したもので、令和2年3月31日現在保有しているもの。

3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所、延長：m、密度m/ha

区 分	路線数累計	延長累計	密 度
総数	1,782	1,335,871	28
前橋市	124	107,161	17
桐生市	750	555,474	41
伊勢崎市	1	421	13
太田市	9	4,214	5
館林市	-	-	-
渋川市	312	247,410	24
みどり市	553	395,250	25
榛東村	30	21,884	30
吉岡町	3	4,057	11
玉村町	-	-	-
板倉町	-	-	-
明和町	-	-	-
千代田町	-	-	-
大泉町	-	-	-
邑楽町	-	-	-

注：令和2年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区 分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総 数	492	2	7	8	7	160	239	-
前橋市	116	1	7	-	1	125	126	-
桐生市	132	0	-	-	-	-	16	-
伊勢崎市	72	0	-	-	-	-	-	-
太田市	14	-	-	-	-	-	-	-
館林市	-	-	-	-	-	-	-	-
渋川市	111	0	-	-	6	-	49	-
みどり市	39	0	0	-	-	-	-	-
榛東村	8	-	-	8	-	36	-	-
吉岡町	-	-	-	-	-	-	48	-
玉村町	-	-	-	-	-	-	-	-
板倉町	-	-	-	-	-	-	-	-
明和町	-	-	-	-	-	-	-	-
千代田町	-	-	-	-	-	-	-	-
大泉町	-	-	-	-	-	-	-	-
邑楽町	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	桐材 m3	木炭 t	薪 m3	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総 数	17	-	10	38	3	1	2	1
前橋市	-	-	-	14	3	0	0	0
桐生市	-	-	-	4	-	0	0	0
伊勢崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
太田市	-	-	-	11	0	0	0	0
館林市	-	-	-	2	-	0	0	0
渋川市	-	-	-	7	0	1	1	1
みどり市	-	-	10	-	-	-	-	-
榛東村	-	-	-	-	-	-	-	-
吉岡町	17	-	-	-	-	-	-	-
玉村町	-	-	-	0	-	0	0	0
板倉町	-	-	-	-	-	-	-	-
明和町	-	-	-	-	-	-	-	-
千代田町	-	-	-	-	-	-	-	-
大泉町	-	-	-	-	-	-	-	-
邑楽町	-	-	-	-	-	-	-	-

注：令和2年次の実績である。

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	210	390	600	195	278	473	93	71	79
針葉樹	170	390	560	124	278	402	73	71	72
広葉樹	40	—	40	71	—	71	178	—	178

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
4,880	2,584	53

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：%

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
890	460	52	580	234	40	310	226	73

- 注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。
 2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。
 ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	19.1	7.4	39%	50.2	14.8	29%
うち林業専用道	6.9	5.1	74%	-	-	-

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	379	310	82	2	5	266
水源涵養のための保安林	122	17	14	-	-	-
災害防備のための保安林	257	293	114	2	4	178
保健、風致の保存等のための保安林	-	-	-	-	2	-

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

区分	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山(箇所)	89	102	115
総合治山(箇所)	1	1	100
水源地域整備(箇所)	2	2	100
保安林整備(地区)	33	38	115

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和3年度の実行量は見込値である。

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその付 帯施設	道 路 敷	ダ ム 敷	そ の 他 民 有 地	原 野	合 計
0	-	0	8	2	110	0	120

注：前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)での異動量である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	牧草採草地	そ の 他 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
1	1	-	2	-	4

注：前計画の前半5ヶ年(平成29～令和3年度)での異動量である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m³、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	560	720	780	840	890	950	990	1,040
		針葉樹	520	670	720	770	810	860	900	940
		広葉樹	40	50	60	70	80	90	90	100
	主伐	総数	220	280	340	400	450	510	550	600
		針葉樹	180	230	280	330	370	420	460	500
		広葉樹	40	50	60	70	80	90	90	100
	間伐	総数	340	440	440	440	440	440	440	440
		針葉樹	340	440	440	440	440	440	440	440
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総数	870	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	
	人工造林	540	700	700	700	700	700	700	700	
	天然更新	330	350	350	350	350	350	350	350	
林道開設延長		6	7	36						

注：第Ⅰ分期は令和4年度から5年間、第Ⅱ分期は令和9年度から5年間、以下5年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000 m³

分期	区分	総数	面積												材積
			1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上		
第I分期	総数	46,785	630	1,034	1,803	2,911	4,684	9,502	12,739	7,056	2,821	2,082	1,522	16,474	
	人工林	26,913	334	565	1,001	1,722	3,089	6,783	7,745	3,269	1,206	679	521	13,510	
	育成単層林	26,738	333	556	932	1,678	3,081	6,772	7,729	3,256	1,206	678	518	13,468	
	育成複層林	174	1	9	69	44	8	11	15	13	0	0	3	42	
	天然林	19,872	297	469	802	1,189	1,595	2,719	4,994	3,787	1,615	1,403	1,001	2,964	
第III分期	総数	46,522	720	631	1,035	1,803	2,905	4,654	9,363	12,458	6,865	2,713	3,375	15,272	
	人工林	26,722	629	334	565	1,001	1,716	3,059	6,648	7,482	3,104	1,121	1,063	12,459	
	育成単層林	26,514	594	333	556	932	1,672	3,051	6,637	7,467	3,091	1,121	1,060	2,813	
	育成複層林	208	35	1	9	69	44	8	11	15	13	-	3	62	
	天然林	19,800	91	297	470	802	1,189	1,595	2,715	4,976	3,761	1,592	2,312	2,813	
第V分期	総数	46,222	1,122	720	631	1,035	1,799	2,889	4,590	9,121	12,032	6,595	5,688	15,483	
	人工林	26,496	938	629	334	565	927	1,700	2,997	6,416	7,094	2,885	1,941	12,634	
	育成単層林	26,246	896	594	333	556	928	1,656	2,989	6,405	7,079	2,872	1,938	2,849	
	育成複層林	250	42	35	1	9	69	44	8	11	15	13	3	77	
	天然林	19,726	184	91	297	470	802	1,189	1,593	2,705	4,938	3,710	3,747	2,849	
第VII分期	総数	45,887	1,566	1,122	720	631	1,034	1,789	2,854	4,479	8,761	11,449	11,482	15,232	
	人工林	26,267	1,291	938	629	334	564	987	1,666	2,892	6,077	6,583	4,306	12,385	
	育成単層林	25,967	1,241	896	594	333	555	918	1,622	2,884	6,066	6,568	4,290	2,847	
	育成複層林	300	50	42	35	1	9	69	44	8	11	15	16	92	
	天然林	19,620	275	184	91	297	470	802	1,188	1,587	2,684	4,866	7,176	2,847	
第IX分期	総数	45,530	2,020	1,566	1,122	720	631	1,029	1,770	2,792	4,313	8,277	21,290	14,698	
	人工林	26,033	1,607	1,291	938	629	334	559	968	1,609	2,738	5,633	9,727	11,889	
	育成単層林	25,673	1,547	1,241	896	594	333	550	899	1,565	2,730	5,622	9,696	2,809	
	育成複層林	360	60	50	42	35	1	9	69	44	8	11	31	109	
	天然林	19,497	413	275	184	91	297	470	802	1,183	1,575	2,644	11,563	2,809	
総数	19,464	412	274	184	91	296	469	799	1,175	1,567	2,641	11,556	2,804		

注：第I分期は令和4年度、第III分期は令和14年度における資源量である。

7 その他

(1) 年度別森林資源表 (県計)

区	分		総数	立木地										その他
	樹立計画区			天然林					人工林					
	面積	材積		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		
平成23年度 (利根上流)	面積	228,591	221,239	117,372	103,867	109,654	108,516	1,138	111,585	8,856	102,729	7,353		
	材積	62,121	62,121	47,869	14,252	46,503	46,432	71	15,617	1,437	14,181	-		
	成長量	944	944	781	162	777	773	4	167	8	158	-		
平成24年度 (利根下流)	面積	228,712	221,225	117,213	104,012	109,617	108,358	1,259	111,608	8,855	102,753	7,487		
	材積	63,045	63,045	48,657	14,387	47,298	47,220	78	15,746	1,437	14,309	-		
	成長量	923	923	762	160	758	754	4	164	8	156	-		
平成25年度 (吾妻)	面積	228,741	221,237	117,217	104,020	109,719	108,362	1,356	111,518	8,855	102,663	7,504		
	材積	63,738	63,738	49,206	14,532	47,849	47,765	84	15,889	1,441	14,448	-		
	成長量	907	907	749	157	746	741	4	161	8	153	-		
平成27年度 (西毛)	面積	228,889	221,367	117,265	104,102	109,833	108,409	1,423	111,535	8,856	102,679	7,522		
	材積	65,437	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	16,129	1,441	14,688	-		
	成長量	868	868	716	153	712	707	5	156	8	148	-		
平成28年度 (利根上流)	面積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644		
	材積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	-		
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	-		
平成29年度 (利根下流)	面積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743		
	材積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	-		
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	-		
平成30年度 (吾妻)	面積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817		
	材積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	-		
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	-		
令和2年度 (西毛)	面積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975		
	材積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	-		
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	-		
令和3年度 (利根上流)	面積	231,160	223,156	118,257	104,899	111,252	109,489	1,762	111,905	8,768	103,137	8,004		
	材積	70,386	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	16,927	1,489	15,438	-		
	成長量	784	784	646	138	644	638	6	140	8	132	-		
令和4年度 (利根下流)	面積	230,923	222,759	117,941	104,818	110,986	109,173	1,813	111,773	8,768	103,005	8,163		
	材積	70,974	70,974	55,318	15,656	53,973	53,828	145	17,001	1,490	15,512	-		
	成長量	766	766	631	135	629	623	6	137	8	129	-		

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
318

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：%、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	318	78	396
90	286		364
80	254		332
70	223		301
60	191		269
50	159		237
40	127		205
30	95		173
20	64		142
10	32		110

注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。

2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。